

消防法等施行細則及び名古屋市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 9月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第86号

消防法等施行細則及び名古屋市危険物規制規則の一部を改正する
規則

(消防法等施行細則の一部改正)

第 1条 消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 2第 2項中「市役所及び消防署の掲示場への掲示並びに」を削り、「利用」の次に「その他の適切な方法」を加える。

(名古屋市危険物規制規則の一部改正)

第 2条 名古屋市危険物規制規則（平成12年名古屋市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 9条の 2第 2項中「市役所及び消防署の掲示場への掲示並びに」を削り、「利用」の次に「その他の適切な方法」を加える。

附 則

この規則は、令和 6年10月 1日から施行する。